



政府からのお知らせ

※事業主の方のための事業再建の情報は
ウラ側からご覧いただけます

被災されたみなさまのための

生活再建 ハンドブック

—5月2日に成立した補正予算(4兆円超)のご案内—

東日本大震災の被害にあわれた

みなさまの生活再建を

支援するための

補正予算が成立しました。



ご自由にお持ち帰りいただき、ぜひご活用ください。

平成23年(2011年)5月12日発行

すべては一日も早い
被災地の生活再建・安心のために――。

被災地の復旧のために、4兆円を超える補正予算が
5月2日に国会で成立しました。
このハンドブックでは、この予算のうち、みなさまの
生活再建に直結する項目を選びだしてお知らせします。

総合計4兆153億円

今回の予算には、このハンドブックでお知らせするものにあわせ、
以下のような項目が盛り込まれています。

災害復旧活動
の継続
**2,593
億円**

自衛隊、消防、警察、
海上保安庁が災害復旧活動
などを継続する
ための経費です

公共施設など
の復旧
**1兆2,019
億円**

被災した河川、道路、港湾、
空港、上下水道などの
災害復旧や各種施設の復旧、
被災者向けの災害公営住宅
の整備などをすすめます

地方交付税
を増額
**1,200
億円**

震災に係る
地方公共団体の
特別の財政需要に対し、
国がサポートします

被災されたみなさまへ

4 支援金のこと

6 住まいのこと

8 しごとのこと

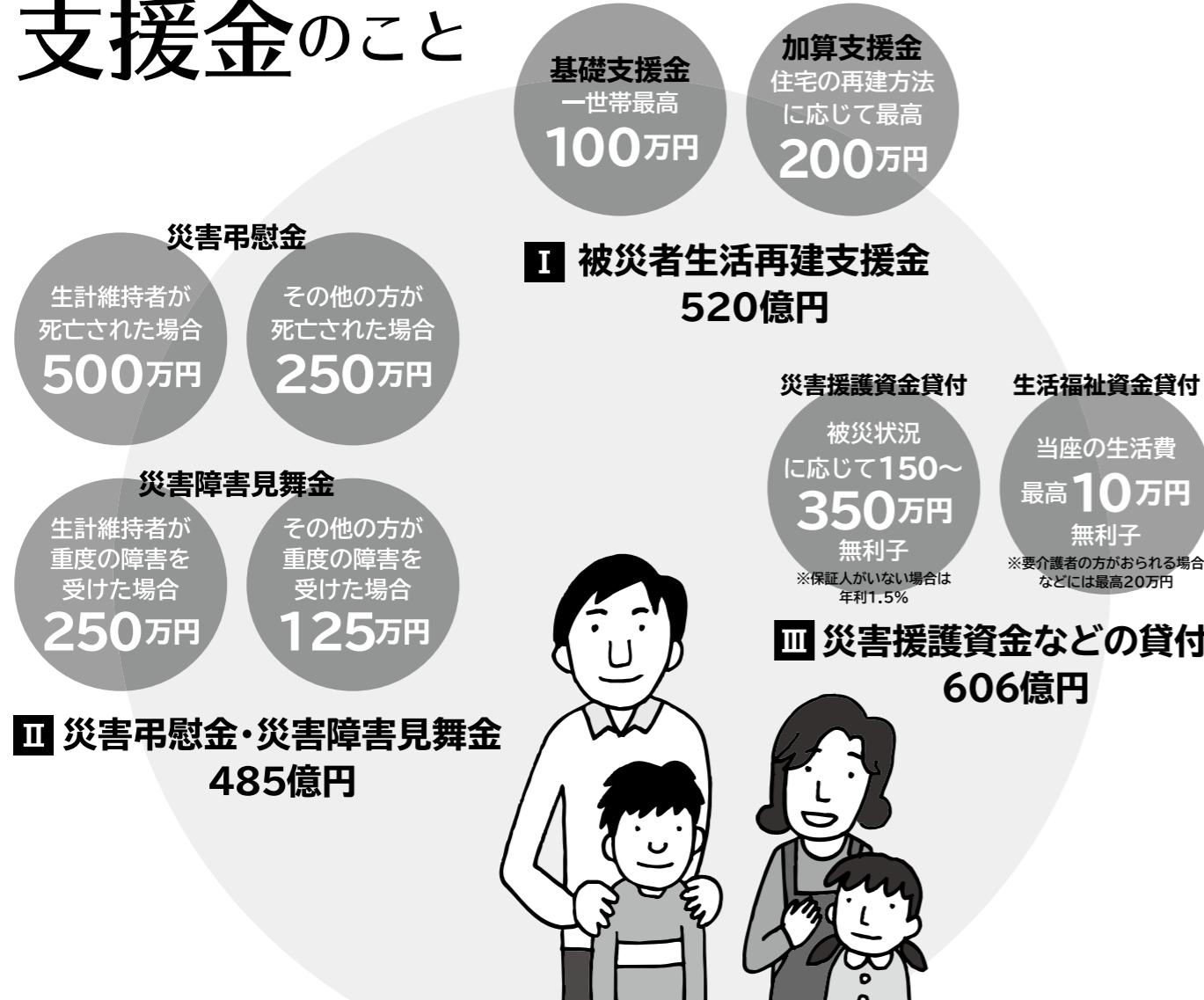
12 医療・福祉のこと

18 子育て・教育のこと

21 放射線のこと

22 がれき・廃棄物処理のこと

支援金のこと



I 住宅に著しい被害を受けた世帯に 被災者生活再建支援金を支給します →520億円

災害により住宅が全壊するなど、著しい被害を受けた方々に対して支援金が支給されます。支給額は以下の2つの支援金の合計額になります。

- 1世帯あたりの金額(単身世帯は3／4の額となります)

基礎支援金 全壊など:100万円 大規模半壊:50万円

加算支援金 建設・購入:200万円 補修:100万円 賃借:50万円

申請 支給申請は、被災時に居住していた市町村に提出してください。

支給 支給は、被災者生活再建支援法人である(財)都道府県会館から直接、申請された方の口座に振込まれます。

お問い合わせ先 被災の際に居住していた市町村役場

II 災害弔慰金や災害障害見舞金を支給します →485億円

1 災害弔慰金

災害により死亡された方のご遺族に、弔慰金を支給します。

- 生計維持者が死亡された場合は**500万円**
- その他の方が死亡された場合は**250万円**

お問い合わせ先 被災の際に居住していた市町村役場

2 災害障害見舞金

災害により重度の障害を受けた方に、見舞金を支給します。

- 生計維持者が重度の障害を受けた場合は**250万円**
- その他の方が重度の障害を受けた場合は**125万円**

お問い合わせ先 被災の際に居住していた市町村役場

III 災害援護資金などが無利子で借り入れできます →606億円

3 災害援護資金貸付

災害により住居や家財に被害を受けたり、世帯主が重傷を負った場合、一定所得以下の世帯の方は、被災状況に応じて**150万円～350万円を無利子**^{※1}でお借りいただけます。償還期間は13年^{※2}です。

※1 保証人がいない場合は年利1.5% ※2 初当6年(特別な場合は8年)は無利子で償還は不要です

お問い合わせ先 被災の際に居住していた市町村役場

4 生活福祉資金貸付 (緊急小口資金・生活復興支援資金)

- 被災世帯に対して、当座の生活費として**最高10万円**(要介護の方がおられる場合には最高20万円)を**無利子**で融資します。
- 加えて、一定所得以下の被災世帯に対しては、しばらくの間の生活費や転居費など、生活の再建を支援する生活復興支援資金を融資します。

お問い合わせ先 各市町村の社会福祉協議会

住まいのこと

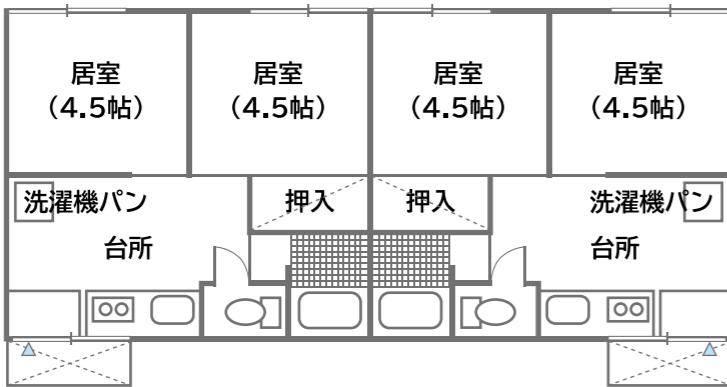
応急仮設住宅を整備します

→3,626億円

- 今年度、**約10万戸**の応急仮設住宅を整備します。
- 平成23年度補正予算により、応急仮設住宅を、**約7.2万戸**建設し、さらに、民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅を**約1.4万戸**設置します。
- 応急仮設住宅には、**無料**で入居していただけます。

お問い合わせ先 被災の際に居住していた市町村役場

■応急仮設住宅 標準的な間取りイメージ(2世帯分)



被災した住宅の補修・再建資金融資などの支援をします

- 被災された方むけに(独)住宅金融支援機構がおこなう災害復興住宅融資の**金利を引下げ**ます(建設・購入の場合は当初**5年間は0%**など／補修の場合は当初5年間1%など)(平成27年度末まで受付)。
- 住宅に被害がなく、**宅地のみに被害**が生じた方むけの融資制度(災害復興宅地融資)を新たに設けました(平成27年度末まで受付)。

お問い合わせ先 住宅金融支援機構の災害専用ダイヤル

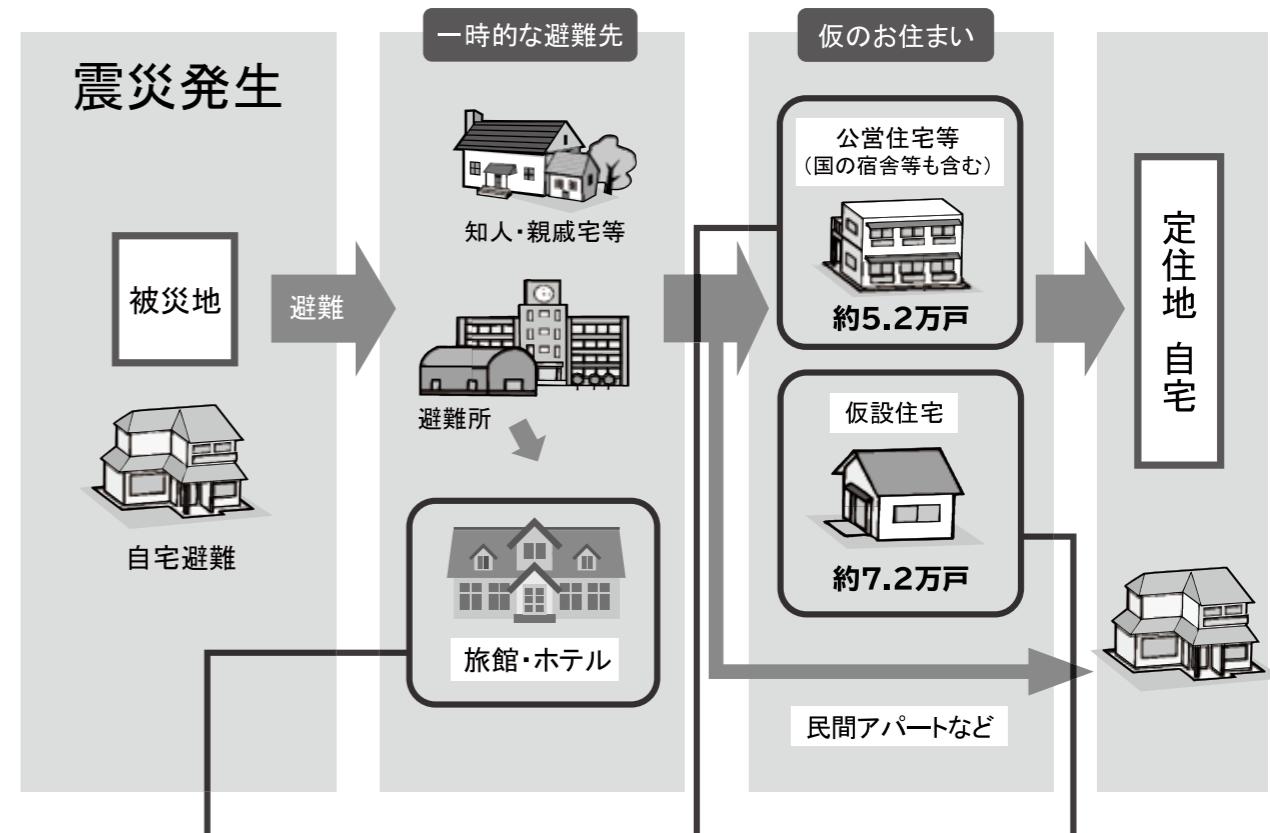
0120-086-353 (祝日除く9:00~17:00)

- (独)住宅金融支援機構の住宅ローン(旧住宅金融公庫融資、フラット35(買取型)を含む)を既に借りている方のうち、東日本大震災により被害を受けた方に対して、**返済期間などの延長**及び払込猶予期間中の**金利引下げ**措置を、被災の程度に応じて、通常よりも手厚くしています。

お問い合わせ先 お取引金融機関

定住地を得るまでの流れ

※自治体が避難先をご用意した場合は、移動費用、宿泊費・家賃は無料となります。また、個人として独自にアパートなどを賃貸した場合でも、一定基準の下、後日、県が借りあげる手続きをとれば、家賃は無料となります。



旅館・ホテル

自治体が避難所として指定した旅館・ホテルについては、継続的に居住できる施設が確保されるまでの当分の間、宿泊することが可能です。具体的なご相談については、各避難所の自治体係員、または各市町村役場にお問い合わせください。

公営住宅・ 国家公務員宿舎など

公営住宅・国家公務員宿舎などについては、無料で入居可能で、現在約5万4千戸をご用意しております(5月2日時点では3,388戸提供済)。

※食事費、光熱水費については、自己負担となります。

■被災者向け公営住宅等 情報センター

0120-297-722
(9:00~18:00 土日祝も可)

応急仮設住宅

応急仮設住宅については、無料で入居可能で、約7万2千戸をご用意する予定です(5月6日時点では27,840戸着工済)。

入居のお申し込みについては、各避難所の自治体係員、または各市町村役場にお問い合わせください。

※食事費、光熱水費については、自己負担となります。

しごとのこと

「日本はひとつ」しごとプロジェクト

被災されたみなさまの仕事と暮らしを日本中がひとつになって支えるため、「日本はひとつ」しごとプロジェクトとして政府をあげた総合対策を推進しています。

雇用創造のための事業を拡充します

- 被災されたみなさまご自身が、仕事を通じて地域の復興に携わることができます取り組みをはじめています。
- 被災された方々を都道府県または市町村が**臨時職員**などとして直接雇用し、または、企業、NPOなどに委託して以下のような事業を実施することができます(この事業による求人は、順次ハローワークなどで募集されることになります)。

—お仕事の一例

- がれきの仕分けや流失した漁具の収集
- 避難所のパトロールや清掃
- 証明書の発行や支援金の給付など、市町村役場の事務補助作業
- 避難所や仮設住宅における高齢者の見守りや
保健医療サービスの提供
- 子どもの一時預かりや子育て支援
- 被災地域の環境美化、まちづくりのための植栽

お問い合わせ先 お近くのハローワーク(P23参照)

※企業、NPOなどの方は、都道府県労働主管部局の各担当窓口

雇用保険の失業給付を拡充します →2,941億円

- 被災して離職した方だけではなく、**休業**を余儀なくされた方にも**雇用保険**の基本手当を支給しています。
- 被災して離職・休業を余儀なくされた方については、通常の支給日数(90日～330日 ※雇用保険の加入期間などによって異なります)の終了後、原則60日分の延長に加え、**さらに60日分延長**できるようにします。

お問い合わせ先 お近くのハローワーク(P23参照)

未払賃金を立て替えます →149億円

未払賃金立替払制度の充実

未払賃金立替払制度は、企業が倒産状態となり賃金が支給されない方に、国が企業に代わって、**未払の賃金**※をお支払い(立替払)するものです。

※対象は未払となっている給与と退職金の総額(2万円未満の場合は除く)のうち80%です。
なお、年齢ごとに上限額が定められています。

- 被災地域の方には、立替払を迅速におこなうための**申請手続の簡略化**などをおこないます。

お問い合わせ先 お近くの労働基準監督署(P23参照)

仕事探しや、職業訓練を支援します →5億円

職業転換給付金の充実

- お住まいの地域**以外**の都道府県などで求職活動をおこない、職業訓練を受けることができるよう、**交通費**や**宿泊料**のほか、訓練を受講した場合の**手当**を受け取れます。

お問い合わせ先 お近くのハローワーク(P23参照)

しごとのこと

職業能力開発を支援します

→44億円

被災された方々の就職を支援するため、

①建設関連分野などの公共職業訓練の拡充

②公共職業能力開発施設でおこなう学卒者訓練や在職者訓練の**受講料などの負担軽減**

③被災した公共職業能力開発施設や認定職業訓練校の早期の復旧を図り、
早期の訓練再開の促進

をおこないます。

お問い合わせ先

公共職業訓練の受講について…お近くのハローワーク(P23参照)

受講料の負担軽減について…

職業訓練を受講する公共職業能力開発施設(P23参照)

認定職業訓練校の復旧について…事務所の所在地を管轄する都道府県

労働者の安全と健康の確保を支援します →17億円

被災地域の労働者の方々などの安全と健康を確保できるよう、

①中小企業の労働者を対象とした臨時の**健康診断**

②被災労働者やそのご家族への**メンタルヘルス相談**

③被災地の復旧工事での安全確保、アスベストを含む「粉じん」を防ぐための
防じんマスクを配布・貸与、着用の指導方法についての事業者への助言・指導などをおこないます。

お問い合わせ先

お近くの労働局(健康安全課)または労働基準監督署(P23参照)

被災労働者やそのご家族のメンタルヘルスの相談について…

お近くのメンタルヘルス対策支援センター(P23参照)

また、職場のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」(<http://kokoro.mhlw.go.jp/>)から、メールで相談することもできます。同サイトをご覧下さい。

ハローワークの窓口を充実させます

→98億円

失業された方々の求職活動支援や、雇用保険、雇用調整助成金の円滑な支給、新規学校卒業者などへの就職支援、専門家による求職者の方々の心の健康相談、住居・生活に関する情報提供・相談などが十分におこなえるよう、ハローワークの**相談員の大幅増員**など窓口強化を図ります。

●ハローワークの全国ネットワークを活用して、**被災者向けの求人を全国で開拓**しています。また、被災した方々を積極的に採用する企業による就職**面接会**を開催します。

●避難所などでの出張相談などもおこなっています。

お問い合わせ先 お近くのハローワーク(P23参照)

賃金不払や労災保険のお悩みをご相談ください →45億円

震災に伴う解雇・休業・賃金不払・労災保険給付などの労働条件・労災補償に関する相談・請求や、事業主からの労働保険料の納期限延長などの相談に迅速かつ丁寧に対応できるよう、被災地域の労働局及び労働基準監督署における**相談・事務処理体制の充実**を図ります。

●例えば、労働基準監督署に、**緊急相談窓口**や総合労働相談コーナーを設置します。また、労災保険に関する社会保険労務士などによる**出張相談**などもおこなっていきます。

お問い合わせ先 お近くの労働局または労働基準監督署(P23参照)



医療・福祉のこと

医療・介護・障害福祉の保険料などが減額・免除されます

1 医療保険料などの減額・免除 →864億円

被災者の方で生活にお困りの方は、医療保険の保険料の減額・免除や一部負担金などの窓口負担の免除が受けられます。

〈医療保険の保険料の減額・免除について〉

●国民健康保険、後期高齢者医療の方

- ・住宅が全半壊などの被災をした方
- ・主たる生計維持者が死亡・行方不明・失職による無収入である方
- ・原発事故により「避難指示」「屋内退避指示」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」に関する指示の対象となっている(またはなっていた)方

などが対象。

お問い合わせ先 市町村などの各医療保険者の窓口

●協会けんぽ、船員保険、健康保険組合の方

- ・被災により被保険者への報酬の支払いに著しい支障が生じている事業所の事業主と、その従業員の方が対象。

お問い合わせ先 健康保険組合などの各医療保険者や地方厚生局保険主管課の窓口

〈一部負担金や食費・居住費の自己負担の免除について〉

- ・住宅が全半壊などの被災をした方
- ・主たる生計維持者が死亡・行方不明・失職による無収入である方
- ・原発事故により「避難指示」「屋内退避指示」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」に関する指示の対象となっている(またはなっていた)方

などが対象。

お問い合わせ先 医療機関や地方厚生局医療課、各医療保険者の窓口

2 介護保険料などの減額・免除 →275億円

被災者の方で生活にお困りの方は、介護保険の保険料の減額・免除、介護サービスの利用料や施設入所者などの食費・居住費の自己負担の免除などが受けられます。

- ・住宅が全半壊などの被災をした方
- ・主たる生計維持者が死亡・行方不明・失職による無収入である方
- ・原発事故により「避難指示」「屋内退避指示」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」に関する指示の対象となっている(またはなっていた)方

などが対象。

お問い合わせ先 市町村、利用される介護サービスの事業者等の窓口

3 障害福祉サービスの利用者負担などの減額・免除 →2億円

被災された障害者などで生活にお困りの方は、障害福祉サービスなどの利用者負担や障害者施設入所者の食費・居住費の自己負担の減額・免除が受けられます。

- ・住宅が全半壊などの被災をした方
- ・主たる生計維持者が死亡・行方不明・失職による無収入である方
- ・原発事故により「避難指示」「屋内退避指示」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」に関する指示の対象となっている(またはなっていた)方

などが対象。

お問い合わせ先 市町村、利用される障害福祉サービスの事業者等の窓口



医療・福祉のこと

仮設住宅などで医療・福祉サービスを提供します

1 仮設診療所の整備補助 →14億円

仮設診療所(薬局を併設するものを含む)、仮設歯科診療所、歯科巡回診療車の整備を補助し、仮設住宅などで生活する被災者の方々への診療を確保します。

お問い合わせ先 都道府県衛生主管部局の担当窓口

2 高齢者や障害者、児童への相談・生活支援 →98億円

- 仮設住宅などにお住まいの方に、総合相談、高齢者などのデイサービス、生活支援などを提供する**サービス拠点を設置**します。
- 避難所などで生活する高齢者や障害者、児童への専門家による相談・生活支援などをおこないます。

お問い合わせ先 都道府県民生主管部局の各事業担当窓口

医療・福祉サービスなどの復旧・支援を進めます

1 施設の復旧など →906億円

- 医療施設・保健衛生施設・福祉施設などの復旧に対する**国の補助を引き上げ**、健康や福祉を支えるこれら施設の復旧を加速させます。
- 被災した介護、障害福祉、子育て支援関係事業者などの復旧支援のため、事業再開に必要となる備品などの**諸経費を補助**します。

お問い合わせ先

医療関係施設、保健衛生施設など…都道府県衛生主管部局の各施設担当窓口
介護関係施設、障害福祉関係施設、児童関係施設…都道府県、指定都市、中核市の民生主管部局の各施設担当窓口

2 医療施設などの電力確保支援 →119億円

停電に備え、救命救急センターや介護老人保健施設、重症心身障害児施設などであって、人工呼吸器などの機器を必要とされる方が入所されている施設である場合などには、**自家発電設備の整備**を補助します。

お問い合わせ先

医療関係施設…都道府県衛生主管部局の各施設担当窓口

介護関係施設、障害福祉関係施設…都道府県、指定都市、中核市の民生主管部局の各施設担当窓口

3 医療施設・福祉施設等の復旧のための融資 →100億円

被災した医療施設、薬局、社会福祉施設などの復旧を支援するため、(独)福祉医療機構が、**建築資金や経営資金などを融資**します。

- 融資枠は、1,700億円です。

■医療貸付(医療施設・薬局などへの融資条件の優遇)

(建築資金:主な施設に対するもの)

	災害復旧に係る融資	通常の融資
貸付限度額	担保額を上限 (補助金を除く)	5~7.2億円
償還期間 (据置期間)	20~30年以内 (5年以内)	20~30年以内 (2~3年以内)
融資率	100%	75・80%
貸付利率 (平成23年 4月13日 現在)	(病院:病床不足地域で 償還期間30年の場合) <5年間> 7.2億円を上限に無利子 7.2億円を超える部分は 通常金利▲0.9% <6・7年目> 通常金利から▲0.9%	1.6~2.4%
担保額 での制限	100%	80%
無担保貸付	1,000万円まで	500万円まで
保証人	1名以上、保証人なしの 場合は+0.2%	1名以上、 保証人なしの 場合は+0.2%

(経営資金:主な施設に対するもの)

	災害復旧に係る融資	通常の融資
貸付限度額	診療(介護)報酬×3か月	300~1,500 万円
償還期間 (据置期間)	10年以内 (2年6か月以内)	3(10)年以内 (6か月以内)
融資率	100%	75・80%
貸付利率 (平成23年 4月13日 現在)	(病院) <5年間> 7.2億円を上限に無利子 7.2億円を超える部分は 通常金利から▲0.9% <6・7年目> 通常金利から▲0.9% <8年目以降> 通常金利から▲0.8%	1.2%
担保額 での制限	100%	80%
無担保貸付	1,000万円まで	500万円まで
保証人	1名以上、保証人なしの 場合は+0.2%	1名以上、 保証人なしの 場合は+0.2%

医療・福祉のこと

■ 福祉貸付(社会福祉施設などへの融資条件の優遇)

(建築資金)

	災害復旧に係る融資	通常の融資
貸付限度額	担保額を上限 (補助金を除く)	担保額を上限 (補助金を除く)
融資率	100%	50~80%
貸付利率 (平成23年 4月13日 現在)	無利子	1.6~2.1%
担保額 での制限	100%	70%
無担保貸付	1,000万円まで	500万円まで
保証人	1名以上、保証人なしの 場合は+0.05%	1名以上、 保証人なしの 場合は+0.05%

(経営資金)

	災害復旧に係る融資	通常の融資
貸付限度額	担保額を上限	担保額を上限
償還期間 (据置期間)	10年以内 (2年以内)	5年以内 (6か月以内)
融資率	100%	50~80%
貸付利率 (平成23年 4月13日 現在)	<5年間> 無利子 <6~7年目> 通常金利▲0.9% <8年目以降> 通常金利から▲0.8%	1.2%
担保額 での制限	100%	70%
無担保貸付	1,000万円まで	500万円まで
保証人	1名以上、保証人なしの 場合は+0.05%	1名以上、 保証人なしの 場合は+0.05%

お問い合わせ先

医療貸付:(独)福祉医療機構医療貸付部医療審査課

☎ 0120-3438-63

福祉貸付:(独)福祉医療機構福祉貸付部福祉審査課

☎ 0120-3438-62

既往貸付に関する相談 顧客業務部顧客業務課

☎ 0120-3438-64

(平日9:00~19:00 土日祝日9:00~17:00)

(独)福祉医療機構ホームページ

<http://hp.wam.go.jp>



4 生活衛生関係営業者等の復旧のための融資 →21億円

被災した理容店、美容店、クリーニング店など生活衛生関係営業者など※の復旧を支援するため、(株)日本政策金融公庫が、設備資金や運転資金を融資します。

■「東日本大震災復興特別貸付」の創設(「災害貸付」及び「セーフティネット貸付の拡充」)

	現行	拡充
貸付対象	災害貸付 ①直接被害者 ②間接被害者 ③その他震災の影響を受けた者(原発、計画停電、風評など)	東日本大震災復興特別貸付 ①直接被害者 ②間接被害者 ③その他震災の影響を受けた者(原発、計画停電、風評など)
貸付限度	3,000万円(上乗せ) 5,700万円(別枠)	6,000万円(上乗せ) 5,700万円(別枠)
貸付期間 (据置期間)	設備10年 運転10年(組合など) (2年)	運転8年 (3年)
基準利率	基準利率 <被害証明を受けた者> (当初3年) 基準利率-0.9% (1,000万円以内) (4年以降) 基準利率	基準利率 <被害証明を受けた者> (当初3年) 基準利率-0.5% (4年以降) 基準利率-0.5% ※貸付対象②は、 被害証明+売上減少などの 要件に該当すれば最大▲1.4%
		基準利率 <被害証明を受けた者> (当初3年) 基準利率-1.4% 3,000万円超 基準利率-0.5% (4年以降) 基準利率-0.5% ※貸付対象②は、 被害証明+売上減少などの 要件に該当すれば最大▲1.4%

※飲食店営業(そば・うどん店、中華料理店、すし店、料理店、社交業、その他飲食店)、
喫茶店営業、食肉販売業、氷雪販売業、理容業、興行場営業、旅館業、公衆浴場業、クリーニング業

お問い合わせ先 日本政策金融公庫

☎ 0120-154-505 (平日) ☎ 0120-220-353 (土日祝日)

子育て・教育のこと

学校施設などの復旧を支援します

1 被災した公立学校を復旧します →962億円

応急仮設校舎の整備や比較的被害が軽い施設の早期の復旧を重点的に支援します。

- 約2,300校の公立学校を復旧します。
- 国が復旧経費の2／3を補助します。

2 私立学校の復旧を支援します

災害復旧 →626億円

教育研究活動を早期に復旧できるよう、校地校舎などの復旧・整備を支援します。

- 約700校の私立学校(幼稚園から大学)を復旧します。
- 国が復旧経費の1／2以内を補助します。

教育研究活動の復旧 →212億円

- 被災した私立大学などにおける設備や備品など教育研究活動の復旧経費を国が補助します。
- 被災した私立幼稚園から高等学校における設備や備品など教育活動の復旧経費の補助をおこなう都道府県に対し、国が補助します。

無利子・長期低金利融資 →226億円

- 被災した私立学校の施設災害復旧にかかる費用及び当面の経営資金を確保するため、日本私立学校振興・共済事業団において5年間の無利子及びその後の長期低金利融資を実施します。

公立学校施設の耐震化を進めます

→340億円

地方公共団体から要望のあった耐震化工事を国が支援し、夏休み期間に集中して実施します。

- 約1,200棟の耐震化を進めます。
- 国が工事費の1／2または1／3を補助します。

被災した子どもの就学支援を進めます →113億円

● 幼稚園

震災により幼稚園への就園支援が必要となった世帯の児童に、市町村が保育料、入園料を軽減する事業を国が補助します。

お問い合わせ先 各市町村または各幼稚園

● 小・中学校

震災により就学困難となった児童生徒に、市町村が学用品費、通学費、学校給食費、医療費などを支給する事業を国が補助します。

お問い合わせ先 各市町村または各学校

● 高等学校

震災により就学困難となった生徒に、都道府県がおこなう奨学金事業を国が補助します。

お問い合わせ先 各都道府県または各学校

● 私立学校

震災により就学困難となった児童生徒に、授業料など減免措置をおこなう私立学校に補助をおこなう都道府県に対し、国が補助します。

お問い合わせ先 各都道府県または各学校

● 特別支援(幼・小・中・高)

震災により就学困難となった児童生徒に、都道府県などが就学奨励する事業を国が補助します。

お問い合わせ先 各都道府県または各特別支援学校

子育て・教育のこと

被災した大学生等を支援します

1 無利子の奨学金を貸与します →35億円

災害や保護者の失職などによって家計が急変した学生に、**無利子の奨学金**を貸与します。

お問い合わせ先 在学されている各学校の奨学金担当部署

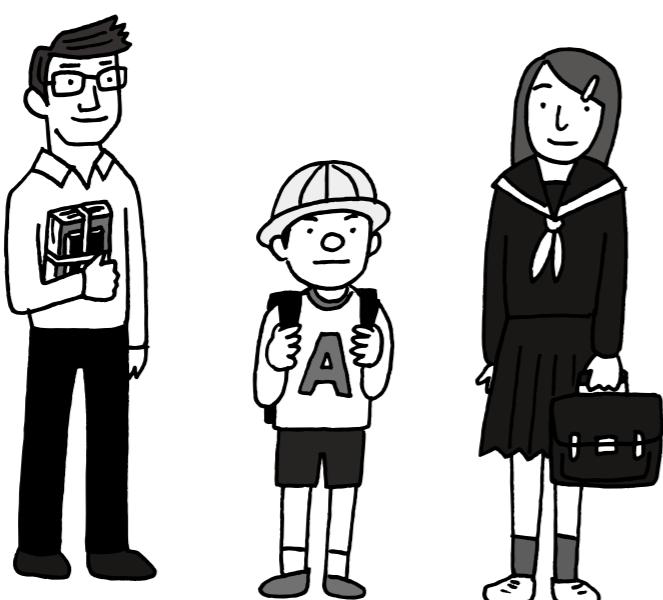
2 授業料などを減額・免除します →41億円

被災した学生を対象にした**授業料などの減額・免除**を補助します。

お問い合わせ先 在学されている各国立大学、各国立高等専門学校、各私立大学などの授業料担当部署

スクールカウンセラーを派遣します →30億円

被災した児童生徒などの心のケア、教職員・保護者などへの助言・援助などに対応するため、費用(1,300人相当)を国が全額負担し、**スクールカウンセラー**などを被災地などの学校に派遣します。



放射線のこと

放射線モニタリングを強化します

- 福島県内の空間線量の状況を広域的に把握するため、学校などにおいて積算線量計を用いた調査を継続的におこない、学校や地域住民の安全・安心の確認のために利用します。その結果は、文部科学省のホームページなどに公表します。
- リアルタイムで放射線測定をするシステムを順次導入します。
- 福島県及び全国の放射線モニタリングデータの把握を継続するとともにホームページなどを通じた**情報提供**に努めています。

緊急被ばく医療の体制を強化します

- (独)放射線医学総合研究所において、**被ばく患者の受け入れ体制などを強化**します。
- 福島県及び関係市町村に協力し、避難対象となったみなさま、屋内避難の対象となったみなさま、及び30km圏外で線量率が高い地域に居住するみなさまを対象に避難や生活の活動などに関するアンケートをおこないます。
- このアンケートと別途おこなわれる放出放射性物質の分布調査の結果を踏まえ、対象となったみなさまが受けた**放射線量を推定**し、今後の健康管理に役立つ**情報として提供**していきます。

お問い合わせ先

- 原子力災害全般に関すること、原子力発電所における事故状況などについては、
経済産業省原子力安全・保安院原子力安全広報課
03-3501-1505、03-3501-5890
- 文部科学省が実施し、ホームページに掲載している放射線モニタリングの情報については、
文部科学省原子力災害対策支援本部
03-5253-4111(内線 4604、4605)
- ご自身の健康についてご心配のある方は、
文部科学省健康相談ホットライン ☎0120-755-199
(独)放射線医学総合研究所相談窓口 043-290-4003

この事業についてのお問い合わせ先：文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課(03-6734-4026)

がれき・廃棄物処理のこと

災害廃棄物の処理を進めます

1 災害廃棄物の処理を支援します →3,519億円

地方公共団体がおこなう災害廃棄物(がれきなど)の処理に対する国の補助率を**最大9割**まで引き上げます。

●現在住民が生活を営んでいる場所の近くにある災害廃棄物については、当面**8月を目途に撤去し**、生活環境に支障がない場所に移動するよう地方公共団体に要請しています。

この事業についてのお問い合わせ先：環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課(03-5501-3154)

2 廃棄物処理施設の復旧を支援します →164億円

地方公共団体がおこなうごみ処理施設などの復旧に対する国の補助利率を**最大8～9割**に引き上げます。

平成23年度補正予算で、被害報告のあった施設の大部分の復旧に着手できる見込みです。

この事業についてのお問い合わせ先：環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課(03-5501-3154)

被災地の環境モニタリングを強化します →4億円

建築物解体やがれき処理などによりアスベストが飛散し、被災した工場などから有害物質などが漏れているおそれがあります。

こうした**環境汚染の状況を緊急に調査し**、復旧活動に役立てます。

●モニタリングの結果は、調査結果が判明したものから順次、**環境省ホームページに掲載**などの方法により公表します。

この事業についてのお問い合わせ先：環境省水・大気環境局大気環境課(アスベスト関係)(03-5521-8295)
または同局総務課(アスベスト関係以外)(03-5521-8288)

お問い合わせ先一覧

●労働基準監督署

〈岩手県〉

盛岡 019-621-5115
宮古 0193-62-6455
釜石 0193-22-3831
花巻 0198-23-5231
一関 0191-23-4125
大船渡 0192-26-5231
二戸 0195-23-4131

〈宮城県〉

仙台 022-299-9071
石巻 0225-22-3365
古川 0229-22-2112
大河原 0224-53-2154
瀬峰 0228-38-3131

〈福島県〉

福島 024-536-4610
郡山 024-922-1370
いわき 0246-23-2255
会津 0242-26-6494
白河 0248-24-1391
須賀川 0248-75-3519
会津(喜多方) 0241-22-4211
相馬 0244-36-4175
富岡 0240-22-3003

●ハローワーク

〈岩手県〉

盛岡 019-651-8811
沼宮内 0195-62-2139
釜石 0193-23-8609
遠野 0198-62-2842
宮古 0193-63-8609
花巻 0198-23-5118
一関 0191-23-4135
水沢 0197-24-8609
北上 0197-63-3314
大船渡 080-5949-8155
二戸 0195-23-3341
久慈 0194-53-3374
盛岡新卒応援ハローワーク
019-653-8609

〈宮城県〉

仙台 022-299-8811
大和 022-345-2350
石巻 0225-95-0158
塩釜 022-362-3361
古川 0229-22-2305
大河原 0224-53-1042
会津(喜多方) 0241-22-4211
相馬 0244-36-4175
富岡 0240-22-3003

〈福島県〉

福島 024-534-4121
平 0246-23-1421
磐城 0246-54-6666
勿来 0246-63-3171
会津若松 0242-26-3333
南会津 0241-62-1101
喜多方 0241-22-4111
郡山 024-942-8609
白河 0248-24-1256
須賀川 0248-76-8609
相双 0244-24-3531
相馬 0244-36-0211
富岡 0246-23-1421
二本松 0243-23-0343
福島新卒応援ハローワーク
022-726-8055

●公共職業能力開発施設

〈青森県〉

青森職業能力開発促進センター
017-777-1234
東北職業能力開発大学校付属
青森職業能力開発短期大学
0173-37-3201

〈岩手県〉

岩手職業能力開発促進センター
0198-23-5354
〈宮城県〉
宮城センター(仙台事務所)
022-292-2753
東北職業能力開発大学校
0228-22-2082

〈福島県〉

福島職業能力開発促進センター
024-534-3637
いわき職業能力開発促進センター
0246-26-1231
会津職業能力開発促進センター
0242-26-0515

〈茨城県〉

茨城職業能力開発促進センター
0297-22-8800

(都道府県がおこなう公共職業訓練について
は各都道府県にお問い合わせください)

●労働局

〈岩手県〉岩手労働局
019-604-3001(代)
〈宮城県〉宮城労働局
022-299-8833(代)
〈福島県〉福島労働局
024-536-4600(代)

●メンタルヘルス 対策支援センター

〈岩手県〉TEL 019-652-1466
FAX 019-652-1466
〈宮城県〉TEL 022-267-4671
FAX 022-267-4283
〈福島県〉TEL 024-529-6150
FAX 024-529-6152

被災者のみなさまへ



政府広報

政府からのお知らせ

事業主のみなさまのための

※一般の方のための生活再建の情報は
ウラ側からご覧いただけます

事業重建 ハンドブック

—5月2日に成立した補正予算(4兆円超)のご案内—

東日本大震災の被害にあわれた

みなさまの事業重建を

支援するための

補正予算が成立しました。



ご自由にお持ち帰りいただき、ぜひご活用ください。

平成23年(2011年)5月12日発行

すべては一日も早い
被災地の事業再建のために――。

被災地の復旧のために、4兆円を超える補正予算が

5月2日に国会で成立しました。

このハンドブックでは、この予算のうち、みなさまの事業再建に直結する項目を選びだしてお知らせします。

総合計4兆153億円

今回の予算には、このハンドブックでお知らせするものにあわせ、
以下のような項目が盛り込まれています。

災害復旧活動
の継続
**2,593
億円**

自衛隊、消防、警察、
海上保安庁が災害復旧活動
などを継続する
ための経費です

公共施設など
の復旧
**1兆2,019
億円**

被災した河川、道路、港湾、
空港、上下水道などの
災害復旧や各種施設の復旧、
被災者向けの災害公営住宅
の整備などをすすめます

地方交付税
を増額
**1,200
億円**

震災に係る
地方公共団体の
特別の財政需要に対し、
国がサポートします

事業主のみなさまへ

4 すべての事業主のみなさま

5 中小企業のみなさま

9 水産業のみなさま

15 農業のみなさま

22 森林・林業のみなさま

26 ガス・石油関連事業のみなさま

28 その他の支援

自家発電設備の導入費の最大5割を補助します

輸出品に対する風評被害に対応します

農林水産物等の輸出などを支援します

すべての事業主のみなさま

雇用を維持する事業主を応援します →7,269億円

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主の方々が、従業員の方々を解雇せず、休業などの措置によって**雇用を維持**した場合、その**費用の一部を助成**するものです。

- 被災地域の事業主が、この助成金を利用する場合、事業活動の縮小の程度を判断する期間を3か月から**1か月に短縮**する措置を、既に実施しています。
※事業主と一定規模(1／3)以上の経済的関係を有する他の地域の事業主の方々も同様です。
- 支給限度日数については、特例の支給対象期間(1年間)において、被災前の支給日数にかかわらず、最大300日利用可能とする特例措置を設けます。
- また、被保険者期間が**6か月未満であっても助成金の対象**とする暫定措置を延長します。

お問い合わせ先 お近くのハローワーク(「生活再建ハンドブック」P23参照)

被災された方を雇用する事業主を応援します →63億円

- 被災して離職された方や、被災地域にお住まいで仕事を探しておられる方々を、ハローワークなどの紹介で雇い入れた事業主の方々に、**50万円を助成**します(中小企業は90万円)。

お問い合わせ先 お近くのハローワーク(「生活再建ハンドブック」P23参照)

※労働関連のご相談は「生活再建ハンドブック」P11参照



中小企業のみなさま

被災した中小企業の事業継続・再開を支援します

事業の継続・再開支援のため、**1～6** にあるようなさまざまな支援策を創設しました。

まずはご相談ください。

中小企業電話相談ナビダイヤル 0570-064-350

(9:00～17:30 土日祝日を含む)

※土日祝日には、一部の地域では管轄以外の経済産業局につながる場合があります。

1 金融機関からの借入れを全額保証します →3,209億円

東日本大震災復興緊急保証

- 信用保証協会が、震災により直接または間接に被害を受けられた中小企業者を対象として、金融機関からの事業の再建や経営の安定に必要な資金の借入れを、保証します。
- 融資額の全額を保証(100%保証)し、保証料率は0.8%以下です。
- 災害関係保証、セーフティネット保証とあわせて**無担保で1億6千万円、最大で5億6千万円まで**一般保証とは別枠で利用できます。

お問い合わせ先 最寄りの信用保証協会

青森県信用保証協会 017-723-1354

岩手県信用保証協会 019-654-1505

宮城県信用保証協会 022-225-5230

福島県信用保証協会 024-526-1530

茨城県信用保証協会 029-224-7811

など

中小企業のみなさま

2 長期・低利の融資をします →1,786億円

東日本大震災復興特別貸付

日本公庫・商工中金が、震災により直接または間接に被害を受けた中小企業者などを対象に、長期・低利の融資をおこないます。

●貸付限度額

日本公庫(中小事業)・商工中金 7.2億円、日本公庫(国民事業)4,800万円

※日本公庫(国民事業)の生活衛生貸付については5,700万円

●貸付利率

基準利率から最大で0.5%引き下げ

※基準利率:日本公庫(中小事業)、商工中金1.75%、日本公庫(国民事業) 2.25%

(貸付期間5年以内の基準金利(平成23年4月末時点)。利率は返済期間などにより変動)

——さらに、

①地震・津波などにより直接被害を受けた方

②原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域内の方

③これらの方々と一定以上の取引がある方

には、別枠で貸付期間の延長や金利の引き下げを措置します。

お問い合わせ先

日本政策金融公庫による融資は日本政策金融公庫

■0120-154-505(平日)

中小企業事業 ■0120-327-790(土日祝日)

国民生活事業 ■0120-220-353(土日祝日)

商工中央金庫による融資は商工中金

各営業店舗の代表電話(<http://www.shokochukin.co.jp>)または、

■0120-079-366(平日)

■0120-542-711(土日祝日)

3 企業の施設などの復旧・整備費を補助します

中小企業組合等復旧・復興支援事業

→155億円

被災地の複数の中小企業などが一体となって進める復興事業計画に基づき、その計画に不可欠な生産・販売施設などの復旧・整備に対して、国と都道府県が連携して補助をおこないます。

●県が認定する復興事業計画に従い復旧事業をおこなう組合や中小企業グループなどに対し、県を通じて、計画に不可欠な施設及び設備などの復旧費用の1/2を国が1/4を県が補助します。

お問い合わせ先 中小企業庁経営支援課 03-3501-1763

4 仮設工場、仮設店舗などを整備して貸し出します

→10億円

被災地域産業地区再整備事業

中小企業などが速やかに事業を再開するため、(独)中小企業基盤整備機構が仮設工場、仮設店舗などを整備して、地方公共団体を通じて貸し出します。

お問い合わせ先

中小企業復興支援センター盛岡 090-4097-6989、090-5219-5527

中小企業復興支援センター仙台 022-399-6111(代)

中小企業震災復興・原子力災害対策経営支援センター福島 024-529-5113



中小企業のみなさま

5 商店街施設の撤去や施設の修繕などを全額補助します

商店街実践活動事業(商店街災害復旧・アーケード撤去等事業) →4億円

被害を受けた商店街について、被災したアーケードなどの撤去や、破損規模が大きい施設の修繕などを支援します。

- 全国商店街振興組合連合会を通じ、商店街振興組合などに対し、復旧費用などを全額補助します。

お問い合わせ先 全国商店街振興組合連合会 03-3553-9300

6 復旧・復興のために無料で支援専門家を派遣します

復旧・復興のための支援専門家派遣

→10億円

中小企業基盤整備機構が盛岡、仙台、福島などの被災地に支援拠点を設置し、無料で中小企業の相談を受け付けます。

- 災害対応の相談員が被災地域の支援機関(商工会・商工会議所など)を巡回し、無料で被災中小企業の相談を幅広く受け付けるなどの支援をおこないます。

お問い合わせ先

中小企業復興支援センター盛岡

090-4097-6989、090-5219-5527

中小企業復興支援センター仙台

022-399-6111(代)

中小企業震災復興・原子力災害対策経営支援センター福島

024-529-5113

または、お近くの商工会、商工会議所



水産業のみなさま

水産業の復旧を支援します

1 漁港や海岸などの復旧の事業費を補助します

漁港施設等災害復旧事業 →246億円

地震や津波の被害を受けた漁港や海岸などの復旧を、国が実施します。

- 国は、事業費の2／3(漁港、海岸)、6.5／10(漁業用施設)を補助します。

漁港施設等災害関連事業 →4億円

復旧に加え、構造物の強化など必要な災害防止対策を県や市町村がおこなう場合、国が支援します。

- 国は、事業費の5／10を補助します。

お問い合わせ先 P29参照

この事業についてのお問い合わせ先：水産庁防災漁村課(03-3502-5638)

※「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」による嵩上げ制度があります。

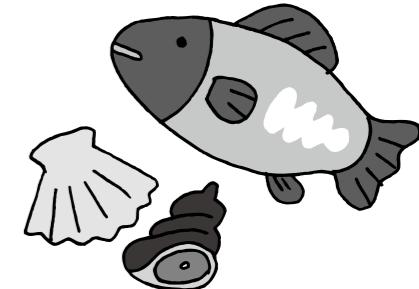
災害復旧と連携した水産基盤復旧復興対策 →55億円

漁港の防波堤や堤防などの被災原因や設計条件に係る調査を実施します。あわせて、漁業集落の整備計画や漁港の機能回復を国が支援します。

- 漁業集落を整備する事業計画を策定する調査を県または市町村が実施する場合、事業費の半額を国が補助します。
- 流通拠点漁港において、災害復旧事業と連携して用地などの嵩上げ、排水対策など漁港機能の回復を図る整備を県または市町村が実施する場合、事業費の半額を国が補助します。

お問い合わせ先 P29参照

この事業についてのお問い合わせ先：水産庁計画課(03-3502-8491)



水産業のみなさま

2 小型漁船の建造費を補助します →76億円

共同利用小型漁船建造事業

激甚災害法に基づき、漁業協同組合が、組合員が共同で利用する小型漁船を建造する場合、国が支援します。

- 国は、建造費の1／3を補助します。あわせて、都道府県が建造費の1／3以上を補助します。

お問い合わせ先 水産庁沿岸沖合課 03-6744-2393

3 漁船や定置網の漁具の導入費を補助します →198億円

共同利用漁船等復旧支援対策事業

2の事業に加え、漁業協同組合などが共同計画を作り、漁船や定置網の漁具を導入する場合、国が支援します。

- 国は、事業費の1／3を補助します。あわせて、都道府県が事業費の1／3以上を補助します。

お問い合わせ先 水産庁沿岸沖合課 03-6744-2393

4 養殖施設の復旧事業費の最大9割を補助します

養殖施設災害復旧事業

激甚災害法に基づき、都道府県が養殖施設の災害復旧事業を実施する場合、国が支援します。

- 国は、事業費の最大9／10を補助します。

お問い合わせ先 P29参照

この事業についてのお問い合わせ先：水産庁栽培養殖課(03-3502-8489)

5 さけ・ますの飼育池などの整備費の最大2／3を補助します

さけ・ます生産地震災復旧支援緊急事業

→27億円

平成24年春のさけ・ますの種苗放流を可能とするため、緊急対策として、仮設飼育池の整備などを国が支援します。

- 国は事業費の最大2／3を補助します。

お問い合わせ先 P29参照

この事業についてのお問い合わせ先：水産庁栽培養殖課(03-3502-8489)

6 市場などの機器の整備費の最大2／3を補助します

水産業共同利用施設復旧支援事業

→18億円

漁協などが、所有する水産業共同利用施設(市場、荷さばき施設、加工施設、冷凍冷蔵施設など)の復旧に向け、機器などを整備する場合、国が支援します。

- 国は、事業費の2／3または半額を補助します。

お問い合わせ先 水産庁加工流通課 03-6744-2349

※この他、農林水産業共同利用施設災害復旧事業

→P16 4を参照してください。



水産業のみなさま

7 漁場の漂流物の回収に補助金を支給します →93億円

漁場生産力回復支援事業

藻場や磯根資源(ウニ、アワビなど)の喪失により著しく低下した漁場の生産力の回復を図るため、漁業者グループが漂流物の回収などをおこなう場合、国が支援します。

- 漁業者1人当たり12,100円／日、漁船1隻当たり21,000円／日(15トン未満の場合)を支給します。

お問い合わせ先 水産庁漁場資源課 03-3502-8486

8 漁場の大型がれきの回収費などを補助します

漁場漂流物回収処理事業 →7億円

漁場堆積物除去事業 →23億円

漁場に漂流・堆積している大型のがれきについて、専門業者による調査や回収処理をおこなう場合、国が補助します。

お問い合わせ先 水産庁漁場資源課 03-3502-8486



9 漁船や漁業共済の保険金支払いを万全にします →860億円

漁船保険・漁業共済の再保険金等の支払

東日本大震災により発生する再保険金及び保険金の支払いに万全を期するため、漁船普通保険勘定及び漁業共済保険勘定に支出します。

お問い合わせ先 P30参照

10 共済金の準備金超過分の財源支援をします →80億円

漁船保険組合及び漁業共済組合支払保険金等補助事業

漁船保険の保険金及び漁業共済組合の共済金の支払いに関し、組合の準備金を超過した場合、その超過部分の財源の支援などをおこなう漁船保険中央会及び全国漁業共済組合連合会に国庫補助をおこないます。

お問い合わせ先 P30参照

11 設備導入などのための借入れを、実質無利子化します

漁業関係資金無利子化事業

→4億円

被災漁業者が借りることができる、漁業近代化資金、日本政策金融公庫資金の貸付金利を実質無利子化します。

- 融資枠は総額380億円(うち公庫資金60億円、近代化資金320億円)です。

お問い合わせ先

漁業近代化資金の貸付を希望される方…P31参照

日本政策金融公庫資金の貸付を希望される方…

(株)日本政策金融公庫 ☎0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 098-941-1840

この事業についてのお問い合わせ先：水産庁水産経営課(03-6744-2347)

水産業のみなさま

12 ⑪の貸付の際、無担保・無保証人にします →22億円

漁業関係公庫資金無担保・無保証人事業

⑪の事業で実質無利子化する日本政策金融公庫資金の貸付を、無担保・無保証人での融資も可能とします。

お問い合わせ先 P31参照

日本政策金融公庫資金の貸付を希望される方…

(株)日本政策金融公庫 **0120-154-505**

沖縄振興開発金融公庫 **098-941-1840**

この事業についてのお問い合わせ先：水産庁水産経営課(03-6744-2347)

13 漁船の建造、漁協の復旧の融資を、無担保・無保証人にします

漁業者等緊急保証対策事業 →48億円

漁船建造資金や漁協の復旧資金などに対する融資が無担保・無保証人でおこなわれるよう、緊急的な保証について支援します。

●保証枠は総額630億円です。

お問い合わせ先 P32参照

14 経営再建の借入れを実質無利子化します →4億円

漁協経営再建緊急支援事業

被災漁協などが経営再建のために借り入れる資金を実質無利子化します。

●融資枠は総額150億円です。

お問い合わせ先 水産庁水産経営課 **03-3502-8416**

農業のみなさま

農業の復旧を支援します

1 除塩や区画整理などの事業費の最大9割を補助します

土地改良法の特例措置等

→689億円(内数)

東日本大震災に係る津波による災害に対処し、早期営農再開を図るため、国などが緊急的におこなう災害復旧及び除塩並びにこれとあわせて区画整理などの事業を円滑に実施します。

- 国は、事業費の9／10(除塩事業)、6.5／10または5／10(災害復旧事業など)を補助します。
- 激甚災害法や東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律などによる嵩上げ制度があります。

お問い合わせ先 東北:東北農政局整備部防災課 **022-263-1111**

関東:関東農政局整備部防災課 **048-600-0600**

北陸:北陸農政局整備部防災課 **076-263-2161**

東海:東海農政局整備部防災課 **052-201-7271**

この事業についてのお問い合わせ先：農林水産省農村振興局防災課(03-6744-2211)

土地改良法の特例に関するお問い合わせ先：農林水産省農村振興局土地改良企画課(03-6744-2187)

2 農業の復旧と、施設改築・補強などの災害対策を実施します

災害復旧事業等

→689億円(内数)

- 地震、津波により被災した農地・農業用施設などの災害復旧を実施します。
- 再度災害防止のために災害復旧事業とあわせておこなう施設の改築または補強及び農村生活環境施設などの復旧もおこないます。

お問い合わせ先 東北:東北農政局整備部防災課 **022-263-1111**

関東:関東農政局整備部防災課 **048-600-0600**

北陸:北陸農政局整備部防災課 **076-263-2161**

東海:東海農政局整備部防災課 **052-201-7271**

この事業についてのお問い合わせ先：農林水産省農村振興局防災課(03-6744-2211)

農業のみなさま

3 農地などの排水を無料でおこないます →9億円

災害対策支援機械費

湛水している農地などについて早期に湛水解消を図るため、要請に応じて国が保有する災害応急用ポンプを緊急的に配備し、排水対策を実施します。

- 沿岸部で津波の被災により排水不能となっている排水機場について、降雨に伴う洪水被害などの二次災害を防止するため、ポンプを借り上げて、早期に排水対策を実施します。
- 災害応急用ポンプなどの配備、運用の一切を、国が全額負担します。

お問い合わせ先 東北農政局土地改良技術事務所施設・管理課 022-295-5547

この事業についてのお問い合わせ先：農林水産省農村振興局設計課(03-3501-6094)

4 農協施設などの復旧事業費の最大9割を補助します

農林水産業共同利用施設災害復旧事業 →76億円

農協などが所有する農林水産業共同利用施設を復旧する場合、国が支援します。

- 国は事業費の最大9割を補助します。

お問い合わせ先

農業協同組合関係	東北農政局総務部検査課	022-221-6160
	関東農政局総務部検査課	048-740-0020
	北陸農政局総務部検査課	076-232-4190
	東海農政局総務部検査課	052-223-4616
	近畿農政局総務部検査課	075-414-9015
	中国四国農政局総務部検査課	086-224-9408
	九州農政局総務部検査課	096-211-9079
	沖縄総合事務局経営課	098-866-1628
	農林水産省経営局経営政策課	03-3502-6442
漁業協同組合関係	水産庁防災漁村課	03-3502-5638
森林組合関係	林野庁木材産業課	03-3502-8062

この事業についてのお問い合わせ先：農林水産省経営局経営政策課(03-3502-6442)

5 共同利用の復旧や生産資材の購入などを支援します

東日本大震災農業生産対策交付金

→341億円

共同利用農業用施設(乾燥調製貯蔵施設、集出荷施設、加工施設、家畜排せつ物処理施設、自給飼料保管調整施設、鳥獣被害防止施設など)、農業研修教育施設、乳業施設の復旧に対して支援します。

- 農業用施設の安定的な運営を支えるバイオマス、小水力などの再生可能エネルギー供給施設の復旧に対して支援します。
- 共同利用農業機械などのリース方式などによる導入や使用可能な農業機械の有効利用に向けたメンテナンスを支援します。
- 被災農家の次期作に必要な生産資材(肥料、農業用薬剤など)の共同購入などを支援します。
- 土壤中の放射性物質の農作物による吸収を抑制するための資材施用などに對して支援します。
- 早期の営農再開を目指す地域において普及指導員がおこなう土壤分析、被災農業者への相談・指導活動などに對して支援します。
- 国は、以上の対策を実施する都道府県、市町村、農業者の組織する団体、NPO法人などに對して、事業費の1／2以内を都道府県向け交付金により補助します。

お問い合わせ先 P33参照



農業のみなさま

6 卸売市場の復旧費を補助します →18億円

卸売市場施設災害復旧事業

地震や津波の被害を受けた卸売市場施設の復旧を開設者がおこなう場合、国が支援します。

- 国は、中央卸売市場に対して、事業費の2／3、地方卸売市場に対して、1／2を補助します。

お問い合わせ先 農林水産省総合食料局流通課 03-6744-2059

7 飼料輸送の費用を補助します →11億円

配合飼料緊急運搬事業

東北地方での配合飼料の生産能力がある程度回復するのに必要な期間(4～6月の3か月間)において、配合飼料の製造・販売をおこなう事業者などが配合飼料を北海道、九州などの配合飼料工場から東北地方の飼料配送基地まで輸送する場合の輸送費に対して助成します。

お問い合わせ先 農林水産省生産局畜産部畜産振興課 03-3591-6745

8 備蓄用に輸入した米や麦で、損傷したものを廃棄処理します

輸入米麦に係る損傷品の廃棄処理経費等 →6億円

輸入商社が国に引渡すまでの間に保有する輸入米麦の損傷品を国が廃棄処理します。また、製粉企業などが食糧麦備蓄対策事業により国家備蓄している輸入小麦の損傷品の処理に要する経費について国が全額補助します。

お問い合わせ先

農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課

輸入米穀について… 03-6744-2089

輸入麦について… 03-6744-2088

国家備蓄小麦について… 03-6744-2085

9 国家備蓄用小麦の輸送費用の5割を補助します →1億円

食糧小麦遠隔地輸送助成対策事業

東日本大震災により損傷品となった国家備蓄小麦の代替小麦を製粉企業などが遠隔地のサイロから輸送するための掛増し経費について、国が1／2を助成します。また、東日本大震災により被災した最寄りの港及びサイロが復旧するまでの間に、輸入小麦を遠隔地の港から輸送するための掛増し経費について、国が1／2を助成します。

お問い合わせ先 農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課麦類需給班

03-6744-2085

10 生産が困難になった農業者に支援金を支払います

被災農家経営再開支援事業

→52億円

復旧作業を共同でおこなう農業者に対して、復興組合などを通じてその活動に応じ経営再開支援金を支払います(地域で復興組合などを組織)。

- 水田作物・野菜・果樹については、農作物の作付けが困難となった農地のうち、共同で復旧作業をおこなう面積に対して支援金を交付します。

営農の種類	支援単価
水田作物	3.5万円／10a
露地野菜(花きを含む)	4.0万円／10a (7.0万円／10a)
施設野菜(花きを含む)	5.0万円／10a (14.0万円／10a)
果樹	4.0万円／10a (9.0万円／10a)

注:単価の()は、自力で施設の撤去などをおこなう場合

- 畜産については、飼養再開に係る共同作業をおこなう場合に、家畜・家禽の頭羽数あたりで支援金を交付します。

家畜の種類	支援単価
乳用牛	29,700円／頭
肉用牛(繁殖経営)	182,200円／頭
肉用牛(肥育経営)	21,700～59,000円／頭
肉用牛(育成経営)	10,500～13,200円／頭
豚(繁殖豚)	22,400円／頭
鶏(採卵鶏)	12,000円／1,000羽

農業のみなさま

お問い合わせ先 県または市長村を通じ、
水田作物・野菜・果樹については

農林水産省大臣官房戸別所得補償制度企画チーム 03-6744-1850

農林水産省生産局生産支援課 03-3597-0191

農林水産省生産局生産流通振興課 03-3501-6081

畜産については

農林水産省生産局畜産部畜産企画課 03-3502-0874

11 死亡した家畜処理費の最大5割を支援します →6億円

被災家畜処理促進事業

死亡した家畜の化製処理、埋却・焼却を推進し、畜産農家の方々の経営継続・再建を支援します。

●国は、都道府県の取り組みに対して、経費の一部(定額(1/2相当)、1/2以内)を補助します。

お問い合わせ先

東北:東北農政局生産経営流通部畜産課 022-221-6198

関東:関東農政局生産経営流通部畜産課 048-740-0028

この事業についてのお問い合わせ先：農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課 (03-6744-2130)

12 実質無利子・無担保・無保証人で借入れができます

農業経営復旧のための金融支援措置 →74億円

農家の方々が一定期間(最大18年間)実質無利子・無担保・無保証人で融資が受けられるよう、国が支援します。融資枠は**400億円**です。

●中長期の運転資金、農業用機械・施設の修理・導入などのための資金の融通が受けられます。

お問い合わせ先 日本政策金融公庫 ☎0120-154-505 (平日)

またはお近くの金融機関(農協、銀行、信金など)

この事業についてのお問い合わせ先：農林水産省経営局金融調整課(03-3501-3726)

13 生産資材購入などのための借入れを無利子化します

被害農家営農資金利子補給等補助金

→4億円

農林漁業者の方々が、経営の復旧に必要となる生産資材の購入などのために無利子で融資が受けられるよう、国が支援します。融資枠は1,000億円です。

●例えば、種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、薪炭原木、しいたけほだ木、漁業用燃料などの購入資金として250万円、家畜、養殖、漁船の建造・取得資金として600万円、漁具の取得資金として5,000万円をそれぞれ上限に融資が受けられます。

お問い合わせ先 お近くの金融機関(農協、銀行、信金など)

この事業についてのお問い合わせ先：農林水産省経営局経営政策課(03-3502-6442)

14 土地改良のための借入れにかかる利子を3年間助成します

東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成

→5億円

東日本大震災により一定規模以上の被災を受けた土地改良負担金を償還中の地区において、負担金の償還猶予の期間に発生する償還金の利子相当額を最大3年間助成します。

お問い合わせ先

東北:東北農政局整備部農地整備課 022-263-1111

関東:関東農政局整備部農地整備課 048-600-0600

北陸:北陸農政局整備部農地整備課 076-263-2161

東海:東海農政局整備部農地整備課 052-201-7271

この事業についてのお問い合わせ先：農林水産省農村振興局農地資源課(03-3502-6277)



森林・林業のみなさま

森林・林業・木材産業の復旧を支援します

1 防潮堤や林道の復旧費を補助します →109億円

山林施設災害復旧事業

地震、津波により被災した防潮堤などの治山施設や林道などの復旧について、都道府県、市町村、森林組合などが実施する場合に支援します。なお、国有林は国が直接実施します。

- 国は、被災した施設の内容に応じて、事業費の2／3、6.5／10または5／10を補助します。
- 激甚災害法による嵩上げ制度があります。

お問い合わせ先 最寄りの県または市町村の林務担当部局

または林野庁治山課山地災害対策室 03-3501-4756

2 再度の災害防止のため山林施設の改良などを支援します

山林施設災害関連事業

→47億円

施設の復旧事業に加え、再度災害の防止に十分な効果が期待できない場合に、施設の改良事業などを、国が直接実施するほか、都道府県、市町村、森林組合などが実施する場合に支援します。なお、国有林は国が直接実施します。

- 国は、被災した施設に応じて、事業費の2／3または5／10を補助します。
- 激甚災害法、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律による嵩上げ制度があります。

お問い合わせ先 最寄りの県または市町村の林務担当部局

または林野庁治山課山地災害対策室 03-3501-4756

3 被災した山地などの復旧事業費の5割を補助します

緊急治山対策

→26億円

地震、津波などで被災した山地、海岸部の保安林のうち、緊急的に復旧整備を必要とする箇所について、都道府県が事業を実施する場合に支援します。なお、国有林などは国が直接実施します。

- 国は、事業費の1／2を補助します。

お問い合わせ先 最寄りの県の治山担当部局

または林野庁治山課 03-6744-2308

4 製材・合板製造工場などの廃棄・復旧・整備事業費用の5割を補助します

木材加工流通施設の廃棄・復旧・整備

→53億円

仮設住宅などへの復旧資材確保のために、被災した製材・合板製造工場などの施設で、早期に稼働開始できる場合に、廃棄・復旧・整備に必要な経費を支援します。

- 国は、事業費の1／2を補助します。

お問い合わせ先 都道府県林務担当課

または林野庁木材産業課 03-6744-2294

木質バイオマス関連施設整備

震災により発生した木質系廃棄物の処理に用いる木材破碎機などの整備に必要な経費を支援します。

- 国は、事業費の1／2を補助します。

お問い合わせ先 都道府県林務担当課

または林野庁木材利用課 03-6744-2297

森林・林業のみなさま

5 仮設住宅用などの原木の流通経費を助成します →6億円

流通コスト支援

仮設住宅などへの復旧資材用の木材確保のため、被災工場の在庫原木や、被災工場に出荷していた地域の原木などを被災していない工場に出荷する場合などの流通経費を支援します。

- 国は、被災工場・素材生産地から製材工場などまでの距離に応じて定額助成します。

お問い合わせ先 都道府県林務担当課

または林野庁木材産業課 03-6744-2294

流出木材の処理コスト支援

仮設住宅などへの復旧資材用の木材確保のため、震災により製材工場などから流出した木材の回収を、所有者などが行う場合に必要な経費を支援します。

- 国は、事業費の1／2を補助します。

お問い合わせ先 都道府県林務担当課

または林野庁木材産業課 03-6744-2294

6 森林・林業施設の復旧のための借入れを実質無利子化・無担保・無保証人にします

災害復旧関係資金利子助成事業 →5億円

林業者・木材産業者が、被害を受けた森林・林道・林業施設などの復旧に必要な資金や運転資金について、日本政策金融公庫から、実質無利子・無担保・無保証人で借りることができます。

- 融資枠は35億円です。

お問い合わせ先 全国木材協同組合連合会 03-3580-3215

7 無担保・無保証人・保証料無料で100%の債務保証を受けられます

東日本大震災復旧林業信用保証事業

→94億円

林業者・木材産業者が、民間金融機関から震災の復旧に取り組むために必要な資金を借り受ける場合、(独)農林漁業信用基金から、無担保・無保証人・保証料無料で100%の債務保証を受けることができます。

- 保証枠は182億円です。

お問い合わせ先 (独)農林漁業信用基金 03-3294-5585

8 森林組合の経営再建のための借入れを、実質無利子化します

森林組合経営再建緊急支援事業

被災森林組合が、民間金融機関から経営再建などのために借り入れる資金について、最大2%まで利子助成し実質無利子化します。

- 融資枠は23億円です。

お問い合わせ先 全国森林組合連合会 03-3294-9711

9 きのこの安全性検証や調査をおこないます

「きのこ原木」の安全性確保対策事業

消費者に安全なきのこを供給するため、きのこを生産するための「きのこ原木」の安全性を検証し、安定供給方策を取りまとめます。

- 放射性物質が「きのこ原木」に与える影響に関する知見の取りまとめや福島原発周辺地域の「きのこ原木」のサンプリング調査を実施します。
- 国が、調査機関・団体へ委託して事業をおこないます。

お問い合わせ先 林野庁経営課特用林産対策室 03-3502-8059

ガス・石油関連事業のみなさま

ガス・石油に関する事業の復旧を支援します

1 ガス製造設備などの復旧事業経費の5割を補助します

被災ガス関連設備の復旧支援 →20億円

損傷したガス製造設備、ガス導管などの設備の復旧を支援します。

- 被災されたガス事業者のうち、被災状況から自力での復旧が著しく困難な中小規模の事業者を支援します。
- 事業者の復旧経費の半額を補助します。

お問い合わせ先 資源エネルギー庁ガス市場整備課 03-3501-2963

2 LPガス充てん所設備の復旧経費の5割を補助します

被災LPガス関連設備の復旧支援 →15億円

壊滅的な被害を受けた宮城県、岩手県、福島県におけるLPガス充てん所の設備の復旧を支援します。

- 被災した充てん所のうち、中小企業事業者が所有するもので特に重要な拠点の復旧を支援します。
- 事業者の復旧経費の半額を補助します。

お問い合わせ先 資源エネルギー庁石油流通課 03-3501-1320

3 ポータブル計量器などの設置費用を定額補助します

被災地域簡易給油所設置等支援事業 →5億円

大震災によって営業不能となった揮発油販売業者に対し、ポータブル計量器などの設置費用を定額補助します。

お問い合わせ先 資源エネルギー庁石油流通課 03-3501-1320

4 給油設備の補修や給油所の安全点検にかかる費用を定額補助します

被災地域石油製品販売業早期復旧等支援事業 →46億円

被災地域における揮発油販売業者に対し、損壊した給油設備の補修や全壊したSSの撤去、安全点検にかかる費用を定額補助することで、被災地SSの早期立ち上げを支援します。

お問い合わせ先 資源エネルギー庁石油流通課 03-3501-1320

5 運転資金の100%の信用保証枠を創設し資金繰りを支援します

石油製品販売業災害特別保証事業 →51億円

運転資金の100%の信用保証枠を創設し、大震災により経営が悪化している揮発油販売業者の資金繰りを支援します。

- 揮発油販売事業者が金融機関から資金調達する際に債務保証のための基金の造成先である民間団体などが保証人となり、金融機関に対し、借入債務を保証します。

お問い合わせ先 資源エネルギー庁石油流通課 03-3501-1320

6 油槽所の復旧費用を補助します →20億円

油槽所機能早期復旧事業

被災地などへの石油製品供給の重要拠点となる東北太平洋岸の油槽所機能の早期復旧を支援します。

- 油槽所の復旧事業をおこなう石油事業者などに対し、国が復旧費用の1／3を補助します。

お問い合わせ先 資源エネルギー庁石油精製備蓄課 03-3501-1993

その他の支援

自家発電設備の導入費の最大5割を補助します →100億円

自家発電設備の新增設・増出力、及び、休眠している自家発電設備を立ち上げる事業者の設備導入費用や燃料費を国が補助します。

- 以下の要件のどちらかを満たす場合に補助します。

- ・8月末までに運転をし、東京または東北電力管内において、系統に一定時間以上、合計500kW以上の電気の供給が可能なこと
- ・東京または東北電力管内において、新たな設備投資により合計500kW以上の新增設・増出力を起こない、8月末までに運転をし、一定時間以上稼動すること

- 中小企業に対しては費用の1／2を、大企業に対しては費用の1／3を上限にそれぞれ補助します。

お問い合わせ先

東北電力管内:東北経済産業局 資源エネルギー環境部 開発計画課 022-221-4941

東京電力管内:関東経済産業局 資源エネルギー環境部 電力事業課 048-600-0381

この事業についてのお問い合わせ先:資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課(03-3501-2503)

輸出品に対する風評被害に対応します →7億円

風評被害による物流の停滞を防ぐため、国が指定した検査機関がおこなう輸出品にかかる放射線量検査の検査料を補助します。

- 国が指定する検査機関(近々決定予定)により輸出品の放射線量検査を受ける荷主などの輸出者は、従来の検査料から一定割合の費用を控除した検査料で検査受けることができます。

お問い合わせ先 経済産業省貿易経済協力局貿易振興課 03-3501-1662

農林水産物等の輸出などを支援します →1.6億円

輸出農産物等放射能検査対応事業

都道府県または民間検査機関が輸出品に係る放射能検査をおこなうための放射能測定機器整備などを支援するとともに、日本産農林水産物・食品の安全イメージを回復・増進するためのプロモーションをおこないます。

- 放射能測定機器の設置費用などの1／2を国が支援します。

お問い合わせ先 農林水産省大臣官房国際部輸出促進室 03-3502-3408

お問い合わせ先一覧

●漁港施設等災害復旧事業 ●漁港施設等災害関連事業

●災害復旧と連携した水産基盤復旧復興対策 お問い合わせ先

北海道	水産林務部漁港漁村課	011-204-5474
青森県	農林水産部水産局漁港漁場整備課	017-734-9614
岩手県	農林水産部漁港漁村課	019-629-5830 019-629-5829
宮城県	農林水産部水産業基盤整備課	022-211-2942
秋田県	農林水産部水産漁港課	018-860-1889
福島県	土木部河川港湾総室港湾課	024-521-7496
茨城県	水産振興課	029-301-4125
千葉県	漁港課	043-223-3021

●養殖施設災害復旧事業 ●さけ・ます生産地震災復旧支援緊急事業

お問い合わせ先

北海道	水産林務部漁業管理課	011-204-5480
青森県	農林水産部水産振興課（栽培・資源管理G）	017-734-9594
岩手県	農林水産部水産振興課	019-629-5819
宮城県	農林水産部水産業基盤整備課	022-211-2944
福島県	農林水産部生産流通総室水産課	024-521-7379
茨城県	農林水産部水産振興課	029-301-4114

お問い合わせ先一覧

●漁船保険・漁業共済の再保険金等の支払

●漁船保険組合及び漁業共済組合支払保険金等補助事業 お問い合わせ先

●漁船保険組合

根 鍤	0153-24-2215
宗 谷	0162-22-5360
日振勝	0146-22-3131
道 南	0138-23-3246
北 見	0152-44-6221
青森県	017-723-1313
岩手県	019-622-2928
宮城県	022-224-1028
福島県	0246-29-2323
茨城県	029-221-8526
千葉県	043-242-6861
日本鰹鮪	03-5646-2665
全国広域	03-3591-3109
東京都	03-3458-1433
新潟県	025-241-1610
富山県	076-432-1343
石川県	076-234-8823
静岡県	054-251-3666
愛知県	052-971-3917
三重県	059-226-6521
和歌山県	073-422-8883
島根県	0852-21-0003
徳島県	088-636-0533
高知県	088-875-3237
大分県	097-538-1177
宮崎県	0985-27-8001
鹿児島県	099-257-5311

●漁業共済組合

北海道	011-241-6761
青森	017-722-4044
岩手	019-625-2281
宮城	022-367-7705
千葉	043-242-6826
愛知	052-961-2646
三重	059-226-6141
兵庫	078-919-1256
徳島	088-636-0540
香川	087-851-4486
愛媛	089-933-9238
宮崎	0985-27-6712
鹿児島	099-256-7725

●全国合同漁業共済組合

	03-3294-9698
福島県	0246-28-4747
茨城県	029-225-1036
東京都	03-3458-9811
神奈川県	045-778-5007
静岡県	054-252-7884
愛知県	052-961-2646
大阪・和歌山	073-433-3470
高知県	088-822-4825
大分県	097-536-4528
沖縄県	098-860-2625

●全国漁業共済組合連合会

03-3294-9651

●漁業関係資金無利子化事業

お問い合わせ先

北海道信用漁業協同組合連合会	011-261-7822
青森県信用漁業協同組合連合会	017-722-1471
岩手県信用漁業協同組合連合会	019-623-8315
宮城県漁業協同組合	0225-21-5713
秋田県漁業協同組合	018-845-1311
山形県漁業協同組合	0234-24-5611
福島県信用漁業協同組合連合会	0246-29-2331
茨城県信用漁業協同組合連合会	029-221-6281
千葉県信用漁業協同組合連合会	043-242-5261
東京都信用漁業協同組合連合会	03-3458-3031
神奈川県信用漁業協同組合連合会	045-778-3880
新潟県信用漁業協同組合連合会	025-241-7291
富山県信用漁業協同組合連合会	076-441-3528
福井県信用漁業協同組合連合会	0776-21-6080
石川県信用漁業協同組合連合会	076-234-8821
静岡県信用漁業協同組合連合会	054-273-4447
愛知県信用漁業協同組合連合会	052-962-1481
三重県信用漁業協同組合連合会	059-226-6134
滋賀県漁業協同組合連合会	077-524-2418
京都府信用漁業協同組合連合会	0773-75-4195
大阪府漁業協同組合連合会	072-422-4763
兵庫県信用漁業協同組合連合会	078-919-1210
和歌山県信用漁業協同組合連合会	073-432-0761
鳥取県信用漁業協同組合連合会	0857-23-1351
漁業協同組合 JFしまね	0852-21-0002
岡山県漁業協同組合連合会	086-262-4443
広島県信用漁業協同組合連合会	082-247-2301
山口県漁業協同組合	083-231-4282
徳島県信用漁業協同組合連合会	088-636-0530
香川県信用漁業協同組合連合会	087-851-5311
愛媛県信用漁業協同組合連合会	089-933-8716
高知県信用漁業協同組合連合会	088-823-2251
福岡県信用漁業協同組合連合会	092-751-2064
佐賀県信用漁業協同組合連合会	0952-22-3180
長崎県信用漁業協同組合連合会	095-829-2470
熊本県漁業協同組合連合会	096-356-8551
大分県漁業協同組合	097-534-1522
宮崎県信用漁業協同組合連合会	0985-27-4177
鹿児島県信用漁業協同組合連合会	099-253-5531
沖縄県信用漁業協同組合連合会	098-860-2611
農林中央金庫本店相談ダイヤル	0120-055-132

お問い合わせ先一覧

●漁業者等緊急保証対策事業 お問い合わせ先

北海道漁業信用基金協会	011-281-2816
青森県漁業信用基金協会	017-723-2714
岩手県漁業信用基金協会	019-623-5281
宮城県漁業信用基金協会	022-221-5326
秋田県漁業信用基金協会	018-823-7362
山形県漁業信用基金協会	0234-24-2604
福島県漁業信用基金協会	0246-29-4433
茨城県漁業信用基金協会	029-226-0717
栃木県漁業信用基金協会	028-664-0237
千葉県漁業信用基金協会	043-241-5510
東京都漁業信用基金協会	03-3458-2431
神奈川県漁業信用基金協会	045-778-5070
新潟県漁業信用基金協会	025-245-0814
富山県漁業信用基金協会	076-441-6127
福井県漁業信用基金協会	0776-22-6279
石川県漁業信用基金協会	076-234-8827
静岡県漁業信用基金協会	054-251-0717
愛知県漁業信用基金協会	052-950-2737
三重県漁業信用基金協会	059-226-6441
滋賀県漁業信用基金協会	077-528-3871
京都府漁業信用基金協会	0773-77-2238
大阪府漁業信用基金協会	06-6945-5690
兵庫県漁業信用基金協会	078-919-1314
和歌山県漁業信用基金協会	073-432-4800
鳥取県漁業信用基金協会	0857-26-8392
島根県漁業信用基金協会	0852-21-0006
岡山県漁業信用基金協会	086-234-2711
広島県漁業信用基金協会	082-247-1989
山口県漁業信用基金協会	083-261-1237
徳島県漁業信用基金協会	088-636-0535
香川県漁業信用基金協会	087-851-5424
愛媛県漁業信用基金協会	089-933-5126
高知県漁業信用基金協会	088-873-7693
福岡県漁業信用基金協会	092-781-4981
佐賀県漁業信用基金協会	0952-23-7823
長崎県漁業信用基金協会	095-823-8171
熊本県漁業信用基金協会	096-329-9400
大分県漁業信用基金協会	097-532-3496
宮崎県漁業信用基金協会	0985-29-1313
鹿児島県漁業信用基金協会	099-253-8815
沖縄県漁業信用基金協会	098-860-2633
全国遠洋沖合漁業信用基金協会	03-5646-2658

●東日本大震災農業生産対策交付金 お問い合わせ先

農林水産省生産局総務課生産推進室	03-3502-5945
東北農政局生産経営流通部農産課	022-221-6179
関東農政局生産経営流通部農産課	048-740-0407
北陸農政局生産経営流通部農産課	076-232-4302
東海農政局生産経営流通部農産課	052-223-4622
近畿農政局生産経営流通部農産課	075-414-9020
中国四国農政局生産経営流通部農産課	086-224-9411
九州農政局生産経営流通部農産課	096-211-9370
内閣府沖縄総合事務局生産振興課	098-866-1653